

Action for children

SAZANAMIGAKUEN

社会福祉法人さざなみ学園

さざなみ児童療育センタープラン

—こころとからだの療育センターさざなみ学園 中長期運営計画—

運営計画基本方針

(1)はじめに

さざなみ学園は昭和 38 年に虚弱児施設として開設し、2023 年度に創立 60 周年を迎えることとなります。これまでの歴史の中で鳥居本学区民の皆さんをはじめ、滋賀県及び彦根市のご理解、ご協力の下、今日までに約 800 名にわたる子ども達の療育に一定の実績を残してこられたと自負しています。

さざなみ学園を利用する子ども達の課題は、身体病虚弱の子ども達から不登校児童、1998 年に情緒障害児短期治療施設（以下「情短施設」と記載）に種別変更してからは、被虐待児童、発達障害児童へと変遷してきました。変わりゆく子ども達の課題に応じて、施設の療育体制も試行錯誤を繰り返しながら、変化を遂げてきました。

一方、国の施策としては、2011 年に出された「社会的養護の課題と将来像」の中で、基本的方向を①家庭的養護の推進②専門的ケアの推進③自立支援の充実④家族支援、地域支援の充実 と示しています。また今年度には、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会に提出され、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化と、地域における公益的な取り組みを実施する責務などが謳われています。

このような社会状況の中、当法人、施設においては、滋賀県下で唯一の情短施設として社会のニーズに応え、子ども達の療育並びに自立支援に益々の成果を果たしていかなければいけません。滋賀県湖東・湖北地域の療育センター的機能を兼ね備えた、拠点となり得る施設運営『さざなみ児童療育センター整備構想』を図るため、中長期運営計画を策定し今後の指針としていきたいと考えております。

関係諸機関、地域住民の皆様のご理解とご協力を得て、今後更に地域に根ざした施設となり得るよう奮励努力して参る所存です。今後も引き続きご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

(2)さざなみ学園 運営の現状と課題

さざなみ学園は、入所部（定員 50 名）の他、平成 2010 年より通所部（定員 15 名）を開設した。過去 5 年間の在籍状況は表のようになる。

過去 5 年間の月平均在籍児童数・定員（単位：名）

	入所部		通所部	
	定員	月平均在籍数	定員	月平均在籍数
2015 年度	49	42.5	2	0
2016 年度	48	44.5	1	0
2017 年度	50	43.2	1	0
2018 年度	49	41.3	—	停止
2019 年度	48	37.3	—	停止

このような実績から、入所部は 2015 年度から暫定定員 49 名、翌年は 48 名になり、一旦は回復したものの、入所児童が減少し暫定定数を組まれている状態で、通所部門は 2015 年度の暫定定員 2 名から、翌年の 2016 年度より 1 名となり、通所児童がないため 2018 年度より一旦は停止している状態である。

このような入所部在籍率の低下は、入所児童の課題が重篤化し、共同生活での相互関係から互いに刺激しあい、様々な行動化が起こることによる悪影響を避けるため、入所のタイミングに配慮願っていることにもよるが、年度途中の入所数の減少傾向から、ケース状況自体が困難性を増しているため、子ども家庭相談センター側が施設入所へケースを運ぶことが難しくなっている状況もあると推察される。

現在（2021 年 6 月 1 日付）も在籍実数は 23 名、男子 14 名・女子 6 名という実態で、男・女子は共にほとんどの児童が個室で対応できる状態であり、共同生活の中でのプライベート空間を保障され、施設生活が維持できる状況である。また、入所打診のあるケースは、特に女子が多く、精神科医療の病態水準が重いケースが多く、施設適応が困難で、入所による集団力動等の変化により、在園児童全体の不安定要因になりやすい。そのため入所のタイミングを慎重に配慮しなければならないという実情がある。

現在休止中の通所部の在籍率の寡少さは開設当初から続き、当施設独自事業として行ってきた「地域家庭支援事業」で相談が持ち込まれたケースから通所措置となったものがほとんどであったが、持ち込まれる相談ケースの病態水準が重く、そのため通所事業実施要綱に則った形が取りにくい現状があった。

また、学校教育において、鳥居本養護学校の特別支援教育センター的機能と連携し、通所措置児童が鳥居本養護学校への通級指導等を受けられる制度があれば、機能がより充実しニーズも高まるが、現時点での鳥居本養護学校との連携は認められていない。そのため通所利用者への教育保障は在籍校と取らねばならず、そういったことから対応に非常に多くの労力を要することとなっていた。

従って在籍実数は少なくなってしまうと思われる。

施設利用に当たって、社会的養護関係施設は「契約」ではなく「措置制度」が継続されている。従って安定した在籍数（平均入所率9割以上）が確保できないと、運営資金である措置費事務費収入の減少となり、運営面で厳しい状況になる。

このような状況から、現在の運営資金面での課題には以下のようなことがあげられる。

1. 人件費増加への対応

2019年度末と2020年度途中に長く在職してくれていた職員の退職があり、現在、職員の平均勤続年数は約13年になっている。これは児童福祉施設としては勤続年数が比較的長い事業所となり、仕事に慣れた中堅職員が多いことの証であり、人材の専門性の高さを維持することにつながる。しかし同時に人件費が年々増加することも意味している。

国は平成27年度より人員配置基準の改定、それに則した予算確保が行われ、大幅に人員増が図れるようになった。また民間施設給与等改善費の人件費加算率が改善されたことにより、職員への処遇改善が求められている。このことにより運営面で大幅な改善がなされ、非常に有益な施策が施行された。

法人として人員を確保し、人材を育て、継続して勤務ができ、職員組織の専門性の向上を図り維持していくには、運営資金に占める人件費比率は高まることが不可避である。このことに対応すべく、人件費積立金等資金計画を考えておかなければならない。

2. 計画的な施設整備資金

1993年に今の園舎が改築され28年が経過する。屋根瓦の葺き替えや、冷暖房機器の取り替え等、建物や設備機器の老朽化に伴う大規模な修繕事業は、国や県、社会貢献団体等の助成を受け改修してきた。

建物構造体は耐用年数もまだ残ることから、早期の建て替え計画はないが、今後の事業計画と利用者ニーズに則した改修や増築計画は不可欠である。2018年度から次長・主任・副主任クラスの学園の次世代を担う職員により、ネクストと銘打ったワーキンググループを結成し、その中で今後の学園の療育の在り方や入所している子どもたちに適合した住環境を提供できるように検討が加えられている。その中に、2020年からは園長も参入し、これまでの案を具体的なものとするように、拡大のワーキンググループ会議を行っている。将来の新事業の構想と共に、現在の園舎のリフォームも検討している。こうしたこともあり、施設整備積立金の資金計画が必要である。

1. 入所児童の高年齢化、在園期間の長期化に則した自立支援体制の充実

当施設の入所児童年齢構成は、約5割の高校生、3～4割の中学生、約1割の小学生といった高年齢児童主体の状況は、過去二十数年変わっていない。また入所してきたほとんどの児童は、高校を卒業して退所となるため、小学生で入所してきた児童は長期間の在園となることが多い。

家庭的養護を勧める国の方針ではあるが、大舎制の当施設は、治療施設としてある意味特殊な環境であり、長期化することは一般社会生活との乖離をもたらし、ホスピタリズム的な課題を生じさせ、退所後の社会生活への適応に困難を生じさせているという実態もある。

情短施設でありながら高校生が多く、退所後社会自立させていくケースが多い当施設としては、キャリア教育も含む自立支援体制を更に充実させていく必要がある。そのための居住環境の

在り方と支援プログラムの考案、専従職員の配置を含む職員体制を検討していかなければいけない。

2. 男女児童生活スペースの間近さによる弊害への対応

思春期年齢児童の多い当施設にとっては、児童の異性間交流は非常にナーバスな課題である。一定の発達段階の子ども達には、健全な発達保障の一環として必要なものである。しかし近年、直接的な被害に限らず、非接触的、間接的な性被害環境で養育されてきた児童で、性的課題を抱えた児童の入所が増加傾向にある。またそのような児童に限らずとも、男女共同の大舎制の当施設の建物構造は、児童間の生活距離を近づけ、施設内性課題行動の要因となっていると考えている。

以前はこの距離の近さが、大家族のような和やかな雰囲気と謳ってきた面もあるが、現在の入所児童の課題とその治療構造としては、適切な環境になり得ていない。

男女別棟の生活空間完全分離が望ましいが、すぐに対処できる整備事業ではないため、現状の中での最善策を検討していかなければいけない。

3. 人材育成のための研修体制の充実

先に記述したように、当施設の平均勤続年数は約14年と福祉施設としては長い事業所となる。これは開設当初より、職員が働きやすい職場として体制整備に取り組んでこられた先達の功績のおかげである。

しかし今日までの人材育成に関しては、特に工夫を凝らしてきたわけではなく、経験を基に職員が個々に研鑽を重ねて向上してきたものであると考える。

虚弱児施設の時代と比較すると職員数は倍近くになり、職員組織体制も変わってきた。今後更に職員は増え、新たな職域や職階も増えていくことから、今までのような子どもの理解や治療技術の向上を目指した知識偏重の研修だけでなく、職場外研修を含めて、職域や職階毎による計画的な系統だった人材育成研修体制が必要となると考える。

また、当施設では今まで全く取り組んでこなかった人事考課システムの導入に向け、検討を進めていく必要がある。

今までは継続勤務する職員が、年功序列的にそれぞれの職階の任を努めてきた。しかし今後は新たな事業展開の中で、新たな職域や業務をも担ってもらわなければいけなくなってくる。その時に職員個々の能力や適性を客観的に評価し、人事配置を行う管理システムを準備すると共に、キャリアパスを示すことにより、職員の研鑽に向けた動機付けを高めていかなければいけない。

4. 施設の専門性を活かした地域における公益的活動の展開

当施設が今日まで支援を行ってきた不登校児童、被虐待児童、発達障害児童等の療育実践を通して培ってきたノウハウを、地域在宅児童の支援に活かしていくことを趣旨に、法人独自事業として「地域家庭支援事業」を始めて十数年が経過する。その間特に湖北地域を中心として、多くの相談依頼を受け支援を行い、成果を上げてきている。

滋賀県は様々な社会資源において「南高北低」の地域格差がある。行政機関、医療機関は然り、社会的養護関係施設においても湖東・湖北地域では当施設だけである。人口比率的に仕方がないことかもしれないが、県内全域の福祉サービスを考えると、県北地域の子育て、療育支援サービス、児童精神科医療体制の充実が望まれる。

そのような状況の中で、当施設が地域社会のために果たさなければいけない責務は大きいと受けとめている。施設に入所している児童の支援のみならず、地域在宅児童の支援のために当法人に何が出来るか。今までは通所部を利用して地域支援を独自に図ることが、県主管局の見解であったと捉えているが、通所部の機能だけでは限界があり、新たな形態を検討しなければ、公の機関として事業を継続することが難しい。

社会福祉法人としての公益性と、当法人の専門性を更に発展、展開していく方法を積極的に検討していかなければいけない。

以上のような点が現状の運営課題といえる。

(3)運営方針

運営理念

『私たちは、
生きづらさを抱えた子ども達の権利を擁護し、環境を整え、
子ども達の健全な発達保障と社会自立を目指します。』

基本方針

- 地域に開かれた適正な施設運営に努め、福祉サービスの充実、質の向上を目指します。
- 保護者、地域社会（学校・地域・関係機関）と連携に努め、児童をとりまく諸課題を共に解決していきます。
- 児童の人権を擁護し、主体性を尊重した支援と自治的精神の涵養に努めながら、個々の児童を援助していきます。
- 個々の児童に対して正しい理解と適切な療育を行い、信頼関係を回復し、自立の力を身に付けられるよう援助していきます。
- 児童がより生きがいをもてるように、生活体験プログラムの構築と生活環境の調整・整備を行っていきます。
- 学校教育との協調連携を密にし、児童の共通理解を深めると共に、指導の一貫性を図るよう努めていきます。
- 協力して療育にあたる民主的な職員集団の形成に努めると共に、学識や学際的な技法の導入の必要性に鑑み、社会の諸資源との連携を密にしていきます。
- 地域社会の福祉ニーズの掌握に努め、社会貢献できる施設となるよう、施設機能を発展させ施設設備の充実を図っていきます。

療育の基本目標

- 1) 主体的判断のもとで施設利用を決定し、共同生活による諸体験を通じて、こころを癒し、健康回復、自立性・社会性を習得し、自尊感情の涵養に努める。
- 2) 医学・心理治療、生活指導、学校教育、家族との治療協力、関係機関との連携、の五機能が総合される「総合環境療法」での治療を行っていく。
- 3) 生活の中での治療を実践する。
楽しい食卓・やすらかな眠り・安心できる居場所・何でも話せる友達や大人・悩みや過去のことを聞いてくれる大人・共に考えてくれる大人・楽しいことを共にできる仲間や場・自分を守ってくれ導いてくれる大人・新しい体験や自信・成長が自覚できる時間等
- 4) 自立支援計画に基づく療育の実践。（治療・指導方針の共有、計画的療育の継続）
- 5) リービングケア（退所前療育）を設定するとともに、退所後の適応状態を把握し、アフターケアに努める。

行動指針

- 1) 個々の児童の尊重
基本的な人権・個の尊重。日常の生活における児童の相互性の尊重。
アドミッションケア・インケア・リービングケア・アフターケアと、継続した個々への自立支援。
- 2) 法令を遵守し民主的・組織的な運営
高い倫理観を持ち法令や規範を遵守。運営会計の明朗性・公開性。話し合いに基づく組織運営。
合法・効率的勤務体制。
- 3) 協調的な職員関係
職種間・職種内の役割分担と協力関係。職員個々の個性の尊重と資質の向上。
- 4) 創造的・先駆的な活動の実践
創意性の尊重。職員の意欲・発想の尊重。

5) 学習する姿勢

園内外の学習会企画・実施。研究誌編纂。研究テーマを持つての実践研究活動の遂行。
各種研修会への参加。各種学会への所属。

6) 関係機関との良好な連携関係

保護者・児相・在籍学校・行政・医療機関・就労事業所・他施設等、関係機関との連携強化。

7) 将来展望を持つ

社会ニーズの把握。社会貢献としての事業展開。職員個々のモチベーションの尊重。

(4)運営目標

現状の当法人、施設の置かれている課題と、今後の社会環境、社会ニーズ動向を勘案し、今後の運営改善及び事業展開において、中長期的に下記の目標を設定する。

滋賀県湖東・湖北地域における子ども達の様々な諸問題に、他の関係機関と連携を取り対応できる、医療・教育・福祉機能が融合した『さざなみ児童療育センター』（仮称）の整備を目指していく。

計画事業内容	事業開始・達成時期
分園型地域小規模グループケア事業開設	2016（平成28年）度より
職員研修体制整備	2022（令和4年）度までに
乳児・幼児・年少児対応小規模ユニット型居住棟 児童家庭支援センター棟増築	2023（令和5年）度までに
サテライト型児童精神科診療所併設	2025（令和7年）度までに

中期運営計画（2020年度～2023年度）

(1) 施設整備計画

① 分園型地域小規模グループケア事業

数年の施設療育で、一定個々の課題を克服し安定した生活を送り施設退所を間近にしている数名の児童が、地域社会の一般住宅で職員との共同生活を送る。そのことにより、施設退所後の社会生活への適応を図ることを目的。

2015年5月、彦根市古沢町に6LDKの中古住宅を購入。

2016年4月、高校生男子5名定員で事業開始。（別紙1に実施要綱案を添付）

2018年4月、行動化が激しい児童（激しい暴力）の小規模に入所したことで小規模の児童の生活が極端に乱れる。

2019年10月 一時休止している。

※小規模グループケア担当職員1名、非常勤管理当直者1名分事務費加算あり。

② 児童家庭支援センターの認可、設立

今まで法人独自事業として取り組んできた「地域家庭支援事業」を、独自の枠組みでの事業展開ではなく、法的枠組みの中で関係機関と連携を図りながら、地域の児童福祉に関する各般の問題に寄り添い、必要な助言・援助を行う「児童家庭支援センター」付設を目指していく。

2023年（令和5年）度までに認可を受け開設を目指す。（別紙2に実施要綱案を添付）

相談・支援担当職員1名（運営管理責任者）、非常勤相談員1名、非常勤心理療法担当職員1名を専任で配置。

(2) 組織整備計画

① 人員採用計画

国は 2015 年度より、社会的養護関係施設の人員配置基準を改善し、人件費予算を確保された。情短施設は、ケアワーカー（指導員・保育士）3：1、セラピスト（心理療法士）7：1 となった。そのほかの人件費加算、県単独補助金等を合わせ、今後の事業展開を勘案し採用計画をたてる。

2023 年度（児家セン開設時） ケアワーカー（もしくはセラピスト）1名
非常勤相談員・心理療法士 2名

※在職職員の退職による欠員補充は、状況に応じて随時判断する。

② 組織体制強化計画 2023 年度までに

組織構成・運営管理責任

今までは入所部を主とする職域での、各職種の職位を基本とする組織体制であった。しかし今後は新たな事業展開の中で、それぞれの職域において管理責任者を定め、事業活動を発展させていく。

また、新たな人員配置基準が児童福祉施設最低基準となった時、現在の人件費加算の個別対応職員、家庭支援専門相談員（FSW）は専任となる可能性がある。このようなことも勘案し、今後の目指すべき組織構成と事務分掌を作成していかなければいけない。

さざなみ児童療育センター組織構成

○情短施設さざなみ学園

療育部	セラピスト（心理療法） ケアワーカー（生活指導） 分園型地域小規模グループホーム（家庭的養護、自立支援） 看護師（健康管理）
育成部	家庭支援専門相談員（家族関係調整、家庭復帰に向けての関係機関調整） 個別対応職員（児童への個別的なケアを実施し、児童の健全な育成を図る） 自立支援コーディネーター（キャリア教育、進路指導総括）
庶務部	事務（会計・労務管理） 業務（営繕管理）
給食部	栄養士（栄養管理、食育指導） 調理師（給食管理）

○児童家庭支援センター

センター長（運営管理責任者）	相談部（相談・心理療法） 診療部（精神科医療）
----------------	----------------------------

諸規定・療育実務の文書化整備

当施設はこれまでは長年勤めてきた職員が多かったため、日常業務の中での様々な対応は、経験に基づく職員の申し合わせ等で対処してきた。そのため各々の対応・手順について文書化されているものは特定のものしかない。

職員が増え経験値も異なるスタッフが、いかなる状況であれ一定基準の対応がとれるためには、各業務を整理し文書化することが不可欠であり、施設としての福祉サービス水準を維持し、管理していくためには必要である。

改善が求められた主立った事項

- ・ 自立支援計画策定手順書
- ・ 治療・支援業務標準手順書
- ・ 安全管理マニュアル
- ・ 感染症予防対応マニュアル
- ・ 被措置児童等虐待防止マニュアル 等々

職員研修体制整備

福祉サービスは、「人（利用者）を相手にして、人（職員）が行う専門的サービス」である。ここでは、サービスの担い手である職員一人ひとりの資質・能力とチーム力が、サービス水準の維持、向上に直接関わってくる。

人材育成は施設運営管理にとって一番重要な柱であり、組織の使命や目的を達成するために不可欠のものである。その人材育成の基本は職場研修である。

職場研修は、職員のキャリアにそった研修体制と、3つの研修体系で推進される。

当施設でのキャリア段階	「初任者」	・・・概ね3年以内の者
	「中堅職員」	・・・概ね3年以上の者
	「指導的職員」	・・・部長・主任・副主任・GL
	「管理職員」	・・・園長・次長

3つの研修形態	1, OJT	(On the Job Training : 日常業務を通じて行う職員育成)
	2, OFF-JT	(Off the Job Training : 日常業務を離れて行う研修)
	3, SDS	(Self Development System : 職員各自が自己啓発に取り組むことを支援するシステム)

それぞれのキャリア段階に求められる職員像を明確にし、それに基づく研修課題、研修計画を具体的に示し進める必要がある。また3つの研修形態を総合的に捉え、目的やねらいにそって効果的に実施していく必要がある。

事業計画の中に研修計画を組み込んでいける体制を、2023年度までに目指していく。

(3) 運営費収支計画

① 暫定定員・サービス区分間繰入収支解消

当県の傾向として、社会的養護の各施設への措置が極端に減少し、他の養護施設でも暫定定員になっている。児童個々が課題を抱え、入所措置が必要な児童の施設利用への方向付けが、児童相談所の職員の経験年数が低いゆえに適正に行えないという課題がある。そのため、当園の入所の枠を検討する必要もあると考える。例えば入所定員を30名にするなど…。

2024年（令和6年）度に入所児童の適正化と新事業の展開を目指す。

長期運営計画（2024年度～2028年度）

中期運営計画の進捗状況や達成率を鑑みながら、継続的な運営改善と事業展開を積極的に推進し、目標とする『さざなみ児童療育センター整備構想』の実現に向けた長期計画を示す。

(1) 施設整備計画（新事業の展開について）

別添資料

① 乳児・幼児・低年齢児小規模ユニット運営の開始・児童家庭支援センター棟増築

児童の入所を考えると、現在の心理的な課題を抱えた子どもたちの入所が年々減少している。現在、当県の児童福祉の課題は低年齢児の入所のニーズは高い。その反面、県下ではこばと乳児院（大津）1カ所しか施設は無く、常時空きがない状態になっている。滋賀県北部地域には乳児・幼児など低年齢の子どもたちが入所できる施設がないため、今後の事業展開として、乳児・幼児・低年齢児の措置施設の設置（事業拡大）を目指す。

現在当園の小グランドとしている敷地（約600㎡）に、2ユニット（1ユニット7名定員）の新築を考えていく。

また、同小グランド敷地内に児童家庭支援センター等を整備する。

設置認可を得られた後は、現施設の管理棟を中心に児童家庭支援センター業務を共有させていくが、事業が軌道に乗り、将来的に診療所等を設けて医療と連携しやすい設備を考えると、新たな専用施設が必要となる。

これらの設備を、2023年（令和5年）度に整備し、2024年度の事業の開始を目指したい。

② サテライト型児童精神科診療所併設

医療との連携は今後益々重要になってくる。現在でも約半数の児童が精神科医療を受診しており、県内の病院や、当施設医療顧問の勤務する京都府山科区の病院まで通院している。

また、地域家庭支援での相談ケースにおいても、医療を必要とするケースは多い。そのようなことを合わせて考えると、当施設内で受診できることができれば、当施設児童にとっても、地域社会にとっても非常に便利になる。

児童家庭支援センター設備を増築する際、診療所開設可能な基準を満たす設備を準備し、その後医療機関の理解・協力を得て、サテライト型の診療所を開設する。

2025年（平成37年）までの開設を目指す。

(2) 運営費収支計画

乳児・幼児・低年齢棟及び、児童家庭支援センター棟増築整備にかかる事業費は、概算で総額2億円が必要と考えている。

自治体、助成団体等協力を求めていくが状況は厳しい。独立行政法人福祉医療機構からの貸付事業の利用も考えるが、法人会計収入資金の少なさから、返済計画のめどが立たない。

そのため施設整備積立金等、自己資金確保の現実的方法を検討するに当たり、県主管局を始め、有識者への運営コンサルティング等の協力を求めていく。

子ども達の輝く未来を願って —おわりにかえて—

全国で17番目の情短施設として再スタートして20年。情短施設は今年度中には全国で53施設となります。心理治療を核にしながら、生活指導と学校教育を基本に置き、それぞれの施設の置かれた地域のニーズに応える生活臨床を展開されています。

滋賀県におけるさざなみ学園の役割を再考し、今後の目指すべき方向を記述してきました。課題は多く順調には進まないことは覚悟の上、法人役員、施設職員一同、真摯に努めて参ります。

子ども達の輝く未来を願って・・・

2020（令和2年）年11月

別紙 1

さざなみ学園児童家庭支援センター設置運営事業実施要綱（案）

（目的）

第 1 条

この要綱は、児童福祉法 第 4 4 条の 2 第 1 項（以下「児童福祉法」という。）及び児童家庭支援センター設置運営要綱（平成 1 0 年 5 月 1 8 日児発第 3 9 7 号 厚生省児童家庭局長通知。以下「センター設置運営要綱」という。）に基づき、児童家庭支援センター（以下「センター」という。）の設置運営事業を実施し、子ども・子育て家庭へ、専門的で、よりきめ細かな支援を行い、また、児童相談所の側面支援等を行うことで、児童家庭相談支援体制の強化・充実を図り、もって地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

（設置運営の主体）

第 2 条

設置及び運営の主体、及びその事業実施は、社会福祉法人さざなみ学園とする。

（支援体制の確保）

第 3 条

センターは、要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、相談指導への対応等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、福祉事務所、里親、児童福祉施設、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

（事業内容等）

第 4 条

センターは、以下に定める事業を実施する。

（1）地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

（2）福祉事務所等の求めに応ずる事業

福祉事務所等の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

（3）児童相談所からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

（4）里親等への支援

里親等からの相談に応じる等、必要な支援を行う。

（5）関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ確に行うため、児童相談所、福祉事務所、里親、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、保健所、医療機関、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

（事業の実施）

第 5 条

事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

（1）住民の利用度の高い時間に対応できる体制を採るよう配慮するものとする。

（2）支援に当たっては、児童、保護者その他センターの支援を必要とする者に、親切を旨としなけれ

ばならない。

- (3) 児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる場合には、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況把握をし、問題点の明確化を図る。なお、専門的な知識を特に必要としない軽微な相談については、福祉事務所等と連携して適切な対応を図る。
- (4) 当該児童及び家庭に係る援助計画を作成し、これに基づく援助を行うなど、計画的な援助の実施を図る。
- (5) 処遇の適正な実施を図るため、相談者に係る基礎的事項、援助計画の内容及び実施状況等を記録に止める。なお、個人の身上に関する秘密が守られるよう、記録は適切に管理するものとする。
- (6) 援助計画の作成に当たっては、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の再評価を行うものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担についても計画に盛り込むこと。児童相談所からの指導委託を受託する場合には、児童相談所の指導の下援助計画を作成する等、児童相談所の処遇指針との整合性を図る。また、福祉事務所等自治体福祉行政からの求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う場合には、当該自治体が設置する要保護児童対策地域協議会と共同して援助計画を作成し、役割分担を明確にする。
- (7) 児童相談所から指導委託を受けた時、又は自治体福祉行政からの求めに応ずる時は、正当な理由がないかぎり、これを拒んではならない。
- (8) 児童相談所から指導委託を受けた事例について、訪問等の方法による指導を行い、定期的にその状況を児童相談所に報告するとともに、必要に応じて児童相談所の指示及び助言を求めるなど、児童相談所と密接な連絡をとるものとする。
- (9) 緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めるものとする。
- (10) 児童相談所と常に密接な連携を図り、児童相談所による技術的支援及び他の関係機関との連携に係わる仲介、調整等の協力を受けるものとする。児童相談所と児童家庭支援センターとの連携については、「児童相談所運営指針」による。
- (11) 相談を受けた場合等は、訪問や通所等の方法による援助をはじめ、必要に応じ関係機関との調整を図る等、柔軟かつ速やかに必要な援助活動を展開するものとする。なお、複雑・困難及び法的対応を必要とするような事例については、児童相談所等の関係機関に通告またはあっせんを行う。
- (12) 児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を行うに当たっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

(職員の配置等)

第6条

- (1) 児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

ア相談・支援を担当する職員（2名）

児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。尚、さざなみ学園入所者等の直接処遇の業務は行わない。

イ心理療法等を担当する職員（1名）

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

- (2) 職員の責務

ア職員はその職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。（児童福祉法第44条の2第2項）第2条の規定によりセンター設置運営事業を実施する法人及び当該職員は、センター事業の実施に当たり知り得た情報を他に漏らしてはならない。センター設置運営事業が終了した後も、また同様とする。

イ職員は、児童家庭支援センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談・支援等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

(センターの設備)

第7条

次の設備を設けるものとする。ただし、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、情緒障害児短期治療施設さざなみ学園と設備の一部を共有する。なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

- (1) 相談室・プレイルーム
- (2) 事務室
- (3) その他必要な設備

(広報等)

第8条

児童家庭支援センターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動を積極的に行うものとする。

また、児童家庭支援センターの所在が利用者に明確に把握されるように、その所在を掲示版等により表示すること。

(委任)

第9条

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、理事長が定める。

参考資料

児童相談所運営指針より（抜粋）

第7節児童家庭支援センターとの関係

1. 児童家庭支援センターの位置付け

- (1) 児童家庭支援センターは、児童相談所や市町村その他の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設である（法第44条の2第1項）。
- (2) 児童家庭支援センターは次の業務を行う。
 - ① 地域の子どもの福祉に関する、専門的知識及び技術を必要とする各般の問題に関する相談、必要な助言
 - ② 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助
 - ③ 児童相談所長の委託に基づく法26条第1項第2号、第27条第1項第2号の規定による指導
 - ④ 訪問等の方法による要保護児童及び家庭に係る状況把握
 - ⑤ 児童相談所、市町村、福祉事務所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、学校等関係機関との連絡調整
 - ⑥ 要保護児童及び家庭に係る援助計画の作成
 - ⑦ その他子ども又はその保護者等に対する必要な援助（設備運営基準（昭和23年厚生省令第63号）第88条の4）

2. 主な連携事項

(1) 児童家庭支援センター指導

ア児童相談所長は、施設入所までは要しないが、要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な指導措置が必要とされる子ども及び家庭であって、法26条第1項第2号、第27条第1項第2号による指導が必要と認められ、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるものについては児童家庭支援センター指導措置を積極的に行う。なお、本措置は、法第27条第1項第3号の措置により、児童福祉施設に入所した子どもの保護者に対し指導の措置が必要な場合にも行うこととする。

イ児童家庭支援センターに指導を委託する場合は、子どもや保護者等に対しその旨十分説明し、了解を得ることを原則とする。

ウこの場合、委託の趣旨、委託後の指導のあり方等について児童家庭支援センターと十分な協議を行うとともに、児童家庭支援センターが的確な援助計画を作成できるよう助言を行うなど、指導の一貫性・的確性が確保できるよう努める。

エ児童相談所は、指導を委託した事例について、児童家庭支援センターの指導状況を常時把握するよう努めるとともに、必要な指示、指導、援助等を行う。また、必要に応じ児童家庭支援センター職員を含めた事例検討会議を開催する。

オ児童相談所は、必要に応じ児童家庭支援センター指導と児童福祉司指導を併せて行う等、両者の密接な連携を図るとともに、柔軟な対応を図る。この場合、両者の役割分担を明確にしておく。

(2) その他の連携

ア児童相談所は、児童家庭支援センターに対する技術的支援に努める。

イ児童相談所は、児童家庭支援センターと、市町村、福祉事務所、要保護児童対策地域協議会、教育委員会、学校、保健所、母子相談員、婦人相談員、児童委員等、他の関係機関との仲介、調整を図る等、児童家庭支援センターの円滑な業務の遂行に向け支援、協力を努める。

